

いわゆる「孤児著作物」の問題について

野口祐子

1. 問題の所在

「孤児著作物 (Orphan works)」とは、権利者が不明の著作物を指します。現在、多くの著作物が権利者不明であり、特に古い文化遺産の保存や活用に大きな支障をきたしているといわれています。

たとえば、日本の国立国会図書館の調査では、明治期に刊行された図書の著作者の実に71%についてその連絡先や没年などが不明であり、これらの著作者の作品がすべて孤児著作物であると報告されています¹。(したがって、作品の比率で見ると、71%より多い比率の著作物が孤児著作物であると考えられます。)

また、海外では英国図書館 (British Library) は 2011 年に、所蔵品の著作権保護期間中と疑われる作品の約 43%について、孤児著作物であるとの推計を発表しました²。

このような孤児著作物については、権利者から許諾を取るという著作権法の原則に基づいた権利処理ができないため、何らかの立法的な手当てによる解決が必要になります。

現在、日本では、「著作権者不明等の場合における著作物の利用」(67 条) が定められており、文化庁長官の裁定を受けて利用することができる制度があり、平成 21 年に申請中の利用制度を設けるなどの制度改善が行われました。しかしながら、平成 21 年改正後も、実際の裁定制度の利用は平成 22 年で 28 件と限られています。

(文化庁HP：著作権者不明等の場合の裁定制度、「過去の実績」³より)

平成 20 年 → 5 件

平成 21 年 → 12 件

平成 22 年 → 28 件

2. EU の Orphan Works Directive (25 October 2012)

EUでは、2012 年 10 月に、欧州における孤児著作物の非営利での利用を許容する欧州

¹ http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/021/07050102/009.htm 詳細につき、本資料に添付した「明治期刊行図書の著作権許諾作業」参照。

² <http://pressandpolicy.bl.uk/imagelibrary/downloadMedia.ashx?MediaDetailsID=1197>。この調査では、1870 年から 2010 年までの 140 年間に出版された作品を 10 年に 10 冊ずつ (合計 140 冊) 不作為に抽出して調査したところ、29%がパブリック・ドメイン、57%は著作権期間中、14%がいずれか不明であったとのこと。そして、パブリック・ドメイン以外の著作物 (期間中であるかどうか不明のものを含む) の 43%が著作権者不明または連絡先が不明の孤児著作物であり、その時期は 1870 年代から 1990 年代のものまでに及んでいるとのこと。

³ http://www.bunka.go.jp/1tyosaku/c-l/results_past.html

指令を公表しました⁴。

その概要は以下のとおりです。

- ・ 対象となる権利は、著作権および著作隣接権
- ・ 利用主体は、公共図書館、教育機関、博物館や美術館、アーカイブ、文化保存機関、および公共放送（ただし、これらの公共機関は孤児著作物のデジタル化や公衆送信について営利企業と契約を締結したり、営利企業から資金提供を受けたりしてもよい。ただし、営利企業に対してライセンスしてはならない。）
- ・ 孤児著作物であるかどうかについて、各利用機関が、必要なリソースへの問い合わせ・参照を含む誠実な調査（**diligent search**）を行い⁵、その資料を保存するとともに、国の所轄官庁のデータベースに、その調査結果・利用内容・利用機関の連絡先を登録する義務がある。（誠実な調査を行わなかった利用は著作権侵害を構成する。）
- ・ 誠実な調査の結果、権利者が見つからないものは孤児著作物となり、EU全体で、デジタル化・複製・保存・公衆送信・インデックス・カタログ化することが可能となる。各利用機関は、その公共目的に合致する範囲内で、デジタル化と公衆送信のコストをカバーするために対価を取ることも許される。利用に際して供託金等を提供することは想定されていない。
- ・ 後日、データベースを見る等により権利者が申し出た場合には、孤児著作物のステータスを終了させるとともに、公共目的（教育・文化の促進等の目的）や権利者に対する損害等を考慮し、適正な対価を支払う義務がある。

3. 日本における検討の提案

現在、世界では、Google などの米国系プラットフォーム、EU の巨大電子図書館「Europeana」などが、文化横断的なデジタルアーカイブの構築にしのぎを削っています。そして、各国・地域は、EU ディレクティブに代表されるような権利処理の仕組み作りによりこれを後押しすることで、コンテンツ立国の基盤整備に取り組んでいます。

日本においても、権利処理の円滑化（資料2、3 ページ）やデジタル・アーカイブ化（資料2、8 ページ）を推進し、コンテンツ立国を実現するために、現在の裁定制度があまり利用されていない原因について検討し、必要に応じて抜本的な孤児著作物に対する対応制度の見直しを行うことを提案します。

⁴ http://ec.europa.eu/internal_market/copyright/orphan_works/index_en.htm

⁵ 当初の誠実な調査においても、既存の権利情報データベース上のサーチが重視される。
[http://europa.eu/rapid/press-release MEMO-12-743_en.htm?locale=en](http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-12-743_en.htm?locale=en)（4 項） こうしたデータベースとしては、EU が「Europeana」プロジェクトの一環として整備中の ARROW（権利情報及び孤児著作物に関するアクセス可能なレジストリー）などが想定されている。
<http://www.arrow-net.eu/>